

第20話 大宝の律令

大化の新政を承けて、文武天皇の御代に出来た大宝の律令は、この後、
 永くわが国の政治の根本となったが、殊に令の中の官制や諸制度などは、
 明治18年まで実に1200年近くも殆ど其のままで保存された。

近江の朝廷

朝鮮から援兵を日本にお引き上げになってしまうと、天智天皇は専ら国内の政治に御心を注がれて、
 ますます新政の成績が挙がるようにと務められた。先づ都を近江の滋賀（今の天津市の北、近江神宮附
 近）に遷されたが、これは其の頃、朝廷のご威勢が既に遠く東北の蝦夷の地にまで及んでいたため、北陸、
 東山、東海の諸方へ出るのに近くて都合の良い琵琶湖のほとりを選ばれたのでしょう。この皇居を
 大津宮とよみました。

天智天皇の政治と近江律令

天皇は国防の事にも御心を用いられ、対馬、壱岐、九州の諸国には特に兵士を派遣して守りを固め
 させ、今の筑前の国（福岡県）には大きな堤を築いて、水を貯えさせ、これを名づけて水城といった。そ
 の跡は今日もなお残っています。又、諸国にも城を築かせました。

ほかに、徴兵の制を定めて、国家は国民全体
 で守るべきものである事を知らしめられたり、初め
 て水時計を用いて、時刻を知らせたり、なお色々の
 こともお始めになったが、中でも殊に大事なものは、
 鎌足らに命じて、新しく法令を定められたことで
 す。

所謂近江律令というのがこれであり、後の
 有名な大宝律令は、実にこれを本にして出来たの
 であります。

鎌足の功績

天智天皇のご功業を仰ぐと共に、決して忘れ
 ることの出来ないのは鎌足の功績であります。



藤原鎌足

蘇我氏を滅ぼすに就いても、大化の新政を行わせられるに就いても、もし鎌足がいなかったならば、
 あんなに手際よく行かなかったかもしれないのです。彼は入鹿が専横を極めた時代に、初めて天皇のご
 相談相手となった時から、常に誠心誠意を以ってお輔け申したので、天皇のご信任も非常に厚く、何事も
 一度は鎌足にご相談なさってからでなければお決めにならないほどでした。

ところが、^{かまたり}天皇の8年10月、^{かまたり}鎌足は俄かに^{おも}重い病いに^{かか}罹りました。^{しんぱい}天皇のご心配は一方ではなく、^{した}親しくその^{やしき}邸においでになり、^{みまい}ねんごろにお見舞なされたが、^{かまたり}鎌足の^{すいじゃく}衰弱がいかにも^{はなは}甚だしいのをご覧になると、^{いた}いよいよ御心をお傷めになり、^{なん}何なりと^{のぞ}望むことがあつたら^{もう}申すようにと^{おお}仰せられた。その時、^{かまたり}鎌足は、「もとより^{かまたり}おろかな此の身に、^{ねが}此の上、^な何の望むことがございましょう。ただ私が死にました後に、^{そうぎ}葬儀を^{かんたん}簡単に^{ねが}して下さるようお願いいたします」と^な申し上げた。^な天皇のお情けの^{ふか}深いことは言うまでもありませんが、^{かまたり}鎌足の心も^{きよ}何と^{けんそん}清く謙遜であつたことでしょう。

^{ふじわら}藤原の姓を^{せい}賜^{たま}わる

天皇は^{ごしょ}御所にお^{かえ}還りになってからも、^た悲しくて^た絶えられなかつたので、^{さら}更に^{こうたいい}皇太弟の^{おおあまのおうじ}大海人皇子を^{つか}お使いとして^{かまたり}鎌足の^{やしき}邸へ^{かさ}おやりになり、^{かさ}重ねて^{みま}お見舞いの^{おお}仰せごとを^の述べさせられて、^{かんい}冠位のうちの一番^{だいしよくかん}高い大織冠（今の^{だいくんい}大勲位に^{さぶ}相当する）を^{さぶ}授け、^{ないだいじん}内大臣に^{あら}任じ、又、^{ふじわら}新たに^{せい}藤原の姓を^{たまわ}賜つた。

その^{よくじつ}翌日、^{かまたり}鎌足は^{こう}ついに^{こう}薨じた。年は56でした。^{ひじょう}天皇は^{かな}非常な^{かな}お悲しみでしたが、^{また}また^{また}お使いをお出しになって、^{ゆうあく}優渥な^{みことり}詔を^そ添えて^{きん}金の^{こうろ}香炉を^{たまわ}賜り、^{かまたり}鎌足の^{めいふく}冥福を^{いの}祈られた。

その^{そうぎ}葬儀の日には、^{とく}特に^{そうれつ}葬列を^{ごしょ}御所の^{とほ}そばを^{とお}通るようにと^お仰せられて、^{とほ}徒歩でお^{きゆうしや}出ましになり、^{きゆうしや}柩車を^{おとどめ}おとどめになって、^む柩に向かつて^な泣きになって^{さいご}最後の^{わか}別れをお^つ告げになった。

^{ここん}古今に^{ちゆうしん}大忠臣と^{こうしん}大功臣も^{おも}少なくないが、^{たいぐう}これほどまでに^{かつ}重い^{ほか}待遇を^{ほか}うけたものは^{ほか}曾て^{ほか}他に^{ほか}ありません。^{そうぎ}しかもその^{もち}葬儀に^{どうぐ}用いた^{ゆいごん}道具などは、^よ遺言に^{じつ}依つて^{しつそ}実に^{しつそ}質素なものであつたということです。^{かまたり}鎌足の^{はか}墓は今も^{やまと}大和の^{たぶのみね}多武峰に^あ在ります。^そ其の^{かまたり}そばには^{れい}鎌足の^{まつ}霊を^{たんざん}祀る^{かまたり}談山神社があり、^{かまたり}鎌足の

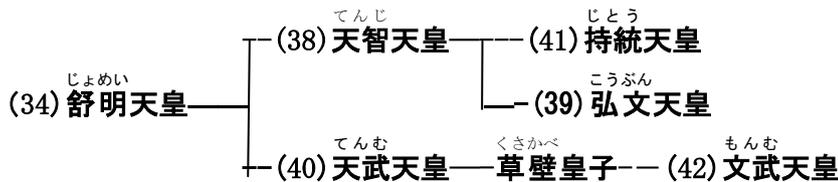


^{きゆうしや}鎌足の柩車に最後の別れを告げる天智天皇

第20話 大宝の律令

子の定恵和尚が唐からその材木や瓦を持ち帰って建てたという珍しい十三重の塔が高く聳えています。明治時代に別格官幣社に列せられて、朝廷からも国民からも齊しく崇め尊ばれています。まことに大忠臣の名はいつの世までも伝えて、忘れられることがないのです。

鎌足の薨去に依って、いかに天皇がお力を落とされたかは、その葬儀の日の事でも分かるが、その後は、さすがにご英明な天皇も、長い間を国のためにお尽くしになったご疲労が次第に出て来て、翌々年の八月にはご病気になり、それが重くなられて、ついにその十二月にお崩れになった。この一事を見ても、いかに君臣の間に深いご信頼があったかが分かるではありませんか。



さて、天智天皇がお崩れになると、御子の大友皇子がお立ちになって、第39代弘文天皇となられ、同じく大津宮におられたが、天皇もまた間もなくお崩れになったので、次には天智天皇の御弟の大海人皇子が御位に即かれました。第40代天武天皇と申し上げます。(訳者注、この間に大友皇子と大海人皇子との間で、672年に壬申の乱があり、大海人皇子が勝利した。) 都を大和の飛鳥に置かれたので、滋賀の大津宮は間もなく全く衰えて、長く荒れ果てた都の跡となってしまいました。

大宝律令

さて、天智天皇の御代に、鎌足らに依って定められた法令は、もともとその大体が唐の制度を本としたものですから、わが国にこれを行って見ると、いろいろ都合の悪いことなども出てきました。

天武天皇は天智天皇のお志をついで、大いに新政の成績をお挙げになろうとしたので、この法令をも一層整ったものにしようと力を尽くされたが、それが次第に改められて、全く完全なものになったのは、第42代文武天皇の御代でありました。

それには、勅を受けて改修に従事した天武天皇の御子の忍壁親王や、鎌足の子の藤原不比等らの力が大いにあづかっています。大宝元年(西暦701年)に出来上がったので、世にこれを大宝律令と言います。

大宝律令の概要

律が六巻、令が十一巻でした。律というのは、罪を犯した者に対する罰則などを定めたもので、ほぼ今日の刑法に当たっている。令というのは、臣民の階級、位階から諸官省の官制、軍事、教育、社寺の制度、その他行政上の必要ないろいろな事を定めたもので、今日の憲法、民法、商法などすべてに涉ったことを含み、その内容は甚だ複雑でした。

この大宝律令は、この後、永くわが国の政治の根本となったものです。殊に令の中に定められた官制やその他の諸制度などは、後の時代々々に依って多少の変更こそあったが、その大体は明治十八年ま

第20話 大宝の律令

で、実に1200年近くも保存せられて、位階、勲等の如きは、今日もなお大宝令の規定を殆どそのままに用いています。

官制

それで、この大宝律令は、その官制だけでも覚えておくと、後の歴史を見る上に非常に資けになるので、次に必要な二三を簡単に記しておきます。

先づ、中央政府は二官、八省、一台から成り立った。二官とは、神祇官と太政官で、八省とは中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵、宮内の八省、一台とは弾正台です。

このうち神祇官は国家の祭祀を掌るところで、全国の神官を統べた。一体わが国では、昔から神を祭ることを最も大切な国家の仕事としていたので、この律令の定めでも、特に此の官を設けて諸官省の上に置いていたのです。この律令が唐の制度を本としたものであることは前に述べた通りですが、同時に日本の国柄をも考えていたということはこの一事でも分かります。

次の太政官は、天下の政治を統べるところで、今の内閣に当たります。その長官は太政大臣、左大臣、右大臣の三人ですが、太政大臣には天皇の師範としても恥かしくない人物が任ぜられることになっていたもので、若し適当な人のない場合にはこれを置かない定めでした。それで、初めのうちは、皇族の偉いお方だけがこの役に就かれたものです。左大臣、右大臣は必ず任ぜられた。左右共に太政官の長ですが、席順は左大臣の方が上です。その下には大納言、少納言、大外記、少外記、左大弁、右大弁、左中弁、右中弁、左少弁、右少弁など、なお多くの役人がいました。

外の八省は、太政官の下に在って、それぞれの国務を分担して掌ったもので、今日の政府の各省に当たります。各省共に長官を卿といい、その下に大輔、少輔、大丞、小丞、大録、少録などの役人がいました。

八省のうちで、中務省と宮内省とは今日の宮内庁に当たり、式部省は今の文部省に似ています。治部省は貴族の事や、僧尼の事や、外国人の事などを掌り、今の外務省に宮内庁の一部を加えたようなもので、民部省は民の戸籍や、租税や、道路や橋の事などを掌り、今の内務省と大蔵省の一部に当たります。兵部省は軍事を掌るので、今の陸軍省及び海軍省で、刑部省は裁判のことなどを掌って、今の司法省に当たります。大蔵省は諸国の調物や、貨幣や金銀の出納を掌り、又、度量衡の事や物の価を定めることなどをも掌りました。

これらの八省とは別に独立した弾正台という役所があり、風俗をよくしたり、悪事を糺したりすることを任務としていた。いわば、今日の警視庁です。その長官を伊といい、その下に弼、大忠、少忠、大疏、少疏などの役人がいた。また、外に巡察弾正という役があり、常に都の内外を巡察していました。

さて次には地方の官庁ですが、これは中央政府の命令の下に、それぞれの地方を治めたもので、一般で普通の国には国府(又は国衙)と郡衙とがあったが、外に、都には特に左京職と右京職とがあり、

第20話 大宝の律令

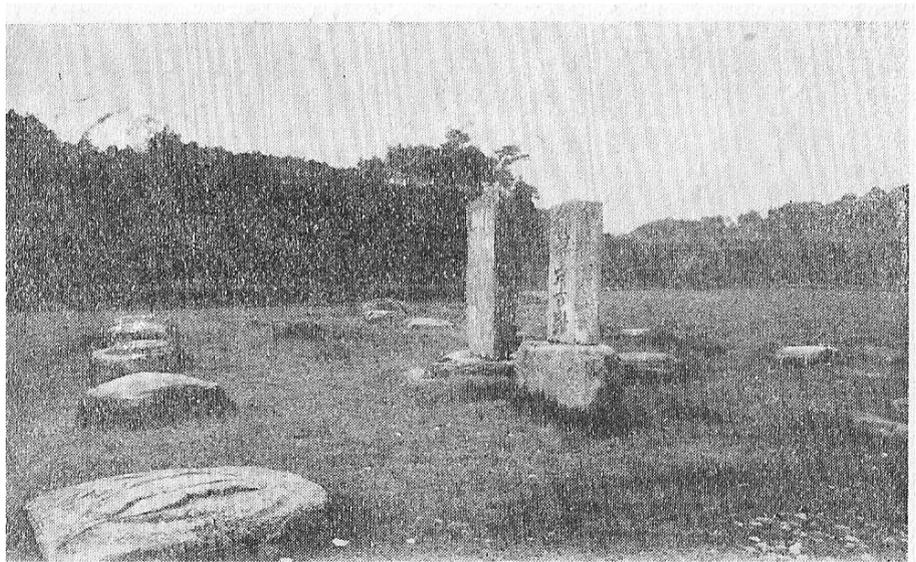
せつつ せつつしき だざいふ
摂津には摂津職、九州には大宰府がありました。

こくふ けんちょう ちやくし ちょう しみ つぎ すけ じょう
国府は今の県庁に当たるもので、その役人をすべて国司といいます。その長を守といい、次を介、掾、
さかん しみ ちじ しよこく こくふ こくが ふちゆう ちめい のこ
目といった。守は今の知事に当たるものと思えばよいです。今も諸国に国府、国衙、府中などの地名が残
っています。これは、昔、国府の置かれた土地なのです。ぐんが ぐん
郡衙は、各郡に置いて、その役人をすべて郡司と
いいました。りょう りょう せい ちょう やくにん こくし かんとく もと ぐん せいじ つかさど
大領、少領、主政、主張などの役人がおり、国司の監督の下に郡の政治を掌りました。
みやこ さきょうしき うきょうしき さゆう りょうきょう わ たいふ
都に左京職と右京職とがあるのは、都を左右の両京に別けていたからで、その役人としては、大夫、
すけ しん ぞく おも ぎょうせい つかさど か ばいばい ぼうえき とりし
亮、大進、少進、大属、少属などがいました。主に都の行政を掌り、兼ねて売買、貿易の事をも取締
まった。又、摂津職は、摂津には外国の船などの着く港があるし、以前に都を置いたところでもある
ので、特に重んじて置かれたのです。

だざいふ 大宰府

だざいふ ちくぜん
又、大宰府は筑前(福岡県)
お 置かれて、九州、壱岐、対馬
こくし とうし とりしま か
の国司や島司を取締り、兼ねて
筑前の国の政治を つかさど
掌ると共に、
がいてき ふせ がいこう つかさど
外敵を防ぎ、外交を 掌
った。

これは九州が大陸に近く、
こうしやう しげ
中国や朝鮮との交渉が繁か



福岡 だざいふ
大宰府の址

だざいふ せいぶ そうとくふ したが
ったからで、大宰府は、いわばわが国の西部の総督府ともいべきものであったのです。従ってその
そしき なかなか ちょうかん そつ だいに しょうに かん かん てん てん
組織も中々大きかったです。長官の帥の下に、大式、少式、大監、少監、大典、少典などの役人がい
ましたが、その外にまた、そつ かんつかさ やく 九州、壱岐、対馬の神社の事を つかさど
掌った。
かんつかさ くらい そつ ひく せき じんぎ だじょう
主神の位は帥より低いが、席は上でした。ちょうど中央政府で、神祇官が太政大臣の上にあるの
おな わけ だざいふ あと あ しばふ いしづえ
と同じ訳です。大宰府の址は、今も大宰府町の西に在り、芝生となっていますが、その中に大きな礎
いく のこ たてもの し
が幾つも残っていて、昔の建物がいかに大きなものであったかを知らしめています。

ぐんじ 軍事制度

ぐんじ せいど ちゆうおう えもんふ さえじふ うえじふ きひやうえふ うひやうえふ えふ ちほう
又、軍事の制度は、中央に衛門府、左衛士府、右衛士府、左兵衛府、右兵衛府の五衛府があり、地方
かく いく ぐんだん ほか えんがん まも さきもりふ むつ えぞ たい
には各国に幾つかの軍団があった外に、九州には沿岸を守るための防人府があり、陸奥には蝦夷に対する
ちんじゆふ
鎮守府がありました。

へいし だんし なか ちやうしゆう げんえき ふく さだ ちやうへい せいど
兵士は、21歳以上の男子の中から徴集して、現役に服させる定めでしたから、戦前の徴兵の制度
と同じと思えばよいです。げんえき へい だいぶぶん くにくに ぐんだん い きやうれん ほか
この現役兵の大部分はその国々の軍団に入れて教練をうけさせたが、外に
また あ きげん さだ えじ えじふ はい もの さきもり はげん
又、或る期限を定めて、衛士として都の衛士府に入らせる者もあり、防人として九州に派遣する者もあり、
ちんへい むつ ちんじゆふ おく
又、鎮兵として陸奥の鎮守府に送った者もありました。

第20話 大宝の律令

きょういく 教育制度

又、^{きょういく}教育の^{せいど}制度は、^{だいがく}都に^{こくがく}大学を置き、^{ごと}諸国に^{いっばん}国学を置いたが、^{してい}しかし、^ご今日の^し如く^し一般の子弟を教
育するものではありません。^{だいがく}大学は^い五位以上の^い者の^い子弟を^{おし}教える^{ところ}所で、^し八位以上の^し子弟は^し志願すれば
^に入学を^{ゆる}許されたが、^いそれ以下の^い者は^い志願しても^い許されなかつたのです。^{こくがく}国学は^{ぐんし}郡司の^{してい}子弟を^し教える^し所
でした。^{かんり}いづれも^{ようせい}官吏の^{もくてき}養成が^{ざい}目的で、^{ねんげん}在学年限は^し9年でした。

いかい 位階の制

ついでに^{いかい}位階の^{せい}制をもう少し^{すこ}述べると、^{しんのう}親王（^{しん}訳注：^の天皇の^の兄弟、^の息子）の^{くら}位は^{ぼん}一品から^{ぼん}四品まで
の^{かい}四階とした。

^{しよおう}諸王の^{しよ}位は、^{しよ}正^{いち}一位から^{じゆ}従^{さん}三位までの^の六階と、^の正^{じよ}四位^の上から^の従^の八位^の下までの^の二十階、^{しよ}及び^の大^の初^の位^の上
から^の少^の初^の位^の下までの^の四階、^の合わせて^の三十階とした。^のそして^の位のある^のものに^の授けた^の勲^の位^のがあり、^の勲^の一^の等^のか
ら^の勲^の十二^の等^のまでに^の分かれて^のいました。

けいほう 刑法

さて又、^{りつ}律に^{さだ}定める^{けいほう}刑法を^み見ますと、^{おか}犯した^よ罪に^{けい}依って^ち刑を^{じよ}五つに^づ分けて^づいます。^ち答^の罪、^{じよ}杖^の罪、^づ徒
罪、^る流^の罪、^し死^の罪です。

^ち答罪は^{むち}木で作った^{しり}長さ^う3尺^の5寸、^の径^の3分の^の細い^の管^ので^の尻^のを^の打つ^ののですが、^の罪の^の軽い^の重い^のに^の依って、^の管^の10、
^{むち}管^の20、^{むち}管^の30、^{むち}管^の40、^{むち}管^の50の^の五等^のに分け^のました。

^づ徒罪は^ち今日の^{ちようえき}懲^づ役^のです。^づ徒^の1年^のに^の始まり、^の1年半、^の2年、^の2年半、^の3年^のの^の五等^のに分け、^の1等^のを加^のえる
毎^のに^の半年^のを増^のました。

^る流罪は^{みやこ}都^のから^{とお}遠い^のところ^のへ^の送^のって、^おそこから^{かえ}帰^のって^の来^のさせ^のない^のように^のする^のことで、^の近^の流、^の中^の流、^の遠^の流
の^の三等^のに分け^のました。

^し死罪は^し絞^のと^の斬^のの^の二等^のに分^のれました。^の絞^のは^の首^のを^の絞^のめて^の殺^のし、^の斬^のは^の首^のを^の斬^のって^の殺^のします。^の但^のし、^のこれ
ら^のの^の罪^のは、^のいづれ^のも^の相当^ののお^の金^のを出^のして^の贖^のう^のこと^のも^の許^のされて^のいました。

（第20話 大宝の律令 終わり。 次は一旦前頁に戻り、第21話 奈良の都 へ）